

別紙 1

富山県、奈良県、滋賀県及び佐賀県の収載台帳に記載された品目
ただし、次のものを除く。

(1) 昭和 3 6 年 2 月 1 日厚生省告示第 1 6 号
「配置販売品目指定基準」の範囲外の品目

(2) 分割服用のある品目のうち、内服液剤及び分割服用が容易に
行い得ない丸剤等